

(2014.5) あなたもなれます成年後見人成年後見契約の手引き

「成年後見契約」の経験をしましたので手順や金銭面も含めてお知らせします。

3月29日、宮原所長は藤崎に住むKさんから成年後見人になって欲しいと要望されました。

4月2日に生活状況や資産の内容などを聞いて公証役場に電話で事前相談の予約をいれ4月8日午前に決まりました。

公証役場に相談に来る時は、Kさんの戸籍謄本、印鑑登録証明書、住民票を、宮原所長の印鑑登録証明書と住民票を持参するように言われました。

Kさんの戸籍謄本など役所の書類を取る費用は約2000円でした。

公証役場の牧島聡公証人から①委任契約②任意後見契約③死後事務委任契約の3点セットの契約を勧められました。

4月9日に牧島公証人から3点セットの契約書の案分が宮原所長のところにメールで届き、(メールがない場合は) FAXで送られるか、取りにゆく。

4月12日にKさんと契約書案の内容を読み合わせ必要な加筆と余分なところは削除して2人が合意しました。

その文書(契約書)を牧島公証人に届け成分化してもらったあと、4月下旬にKさん、宮原所長、牧島公証人が契約書に実印を押して契約が終了しました。

3点セットの契約費用は約6万円で、その後Kさんから遺言公正証書もお願いしたいということになり費用は財産の額によって違いはありますがKさんの場合は約4万円でした。

老後の生活に不安を感じている人は成年後見契約を急ぐことをお勧めします。